

宮っこ 子育て・子育て応援プラン（後期計画）

提 言 書（案）

平成 27 年 3 月 日

宇都宮市子ども・子育て会議

1 提言に当たって

宇都宮市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）は、次代を担う子どもと子育て家庭を総合的に支援するための計画である「宮っこ 子育て・子育て応援プラン後期計画」（以下「応援プラン後期計画」という。）を市が策定するに当たり、今後の市の子育て施策について、専門的な見地から調査・審議し、提言するものであります。

子ども・子育て会議は、子どもの保護者、企業、労働者団体、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、地域活動団体等子育て・子育てに関わる多くの主体が参画し、平成25年8月28日の会議を皮切りに、応援プラン後期計画策定について7回の会議を開催し、さらに、平成26年度からは、特定分野における課題についてより専門的かつ詳細に調査・審議するため、新たに臨時委員を加え、「教育・保育」、「青少年」、「ひとり親」に関する3つの部会を設置し、様々な議論を重ねてきたところです。

国においては、子どもを生き育てやすい環境をつくるため、継続的な取組・強化を図っており、平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が10年間延長し、地方自治体及び企業は、次世代育成支援のための集中的・計画的な取組を継続して推進することとなりました。

また、平成27年度からは、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が導入されます。

市においては、前期計画のもとでの一貫した総合的な子育て・子育て支援の推進により、合計特殊出生率は、国や県の値を上回り、回復基調にあるものの、人口を維持するために必要な水準には及ばず、依然として、少子化の進行が問題となっています。

このような中、すべての子育て家庭が安心して子どもを生き育てることができ、すべての子どもが心豊かにたくましく育つよう、子ども関わる主体が、より一層連携して子育て・子育て支援に取り組んでいく必要があります。

子ども・子育て会議は、このような基本的な認識のもとに、この提言をまとめたところであります。

市においては、応援プラン後期計画を策定するに当たり、この提言の趣旨を十分に反映し、宇都宮で子育てをする一人ひとりが、「宇都宮で子育てをしてよかった」と実感でき、行政や地域、学校、企業など社会全体が力を合わせ、子どもや子育て家庭を支えあう社会をつくることができますよう、計画を総合的かつ効果的に推進していくことを期待します。

2 施策に関する意見

(1) リーディングプロジェクトに関する意見

国において、平成25年6月に、「少子化危機突破のための緊急対策」を決定し、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」と「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出し、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」の充実・強化を目指すことになりました。

また、平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかける取組を総合的かつ計画的に実施することになりました。

さらに、少子化社会対策基本法に基づく大綱においては、2020年（平成32年）を目途に少子化のトレンドを変えていくために、2015年（平成27年）から以後の5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置付け、早期・集中的に少子化対策を進めることになっています。

この期間は、まさに本計画の期間であり、人口減少対策は出生率の改善が早期であるほどその効果は大きいことから、本計画においても、計画を牽引するものとして、少子化の流れを変えるための取組に、優先して取り組んでいく必要があります。

(2) 施策に関する意見

基本施策1 たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援について

- ・ 青少年の居場所づくりについては、青少年と乳幼児とのふれあいや地域の高齢者との交流などの視点や、自立に困難を抱える若者も視野に入れ、検討する必要があります。
- ・ 子どもの貧困の問題は、経済格差が広がったまさに今の時代の最大の課題であることから、すべての子どもが夢と希望を持って成長できる社会の実現に向けての検討が必要です。
- ・ 自立に困難を抱える若者の支援には、キャリア教育の充実や、小中学校における不登校対策など、困難状況に陥らせない予防的取組も検討する必要があります。
また、就労に結び付けるためには、関係機関との十分な連携に加え、本人に寄り添う支援が必要です。
- ・ 青少年が非行をおこさない家庭や地域環境をつくるための定期的な取組を、市と各種団体等が連携して実施することが必要です。

基本施策2 子どもの心豊かで健やかな成長の支援について

- ・ こんにちは赤ちゃん事業による全乳児訪問や子どもの年齢に応じた健康診査、子ども医療費の助成などにより、子どもの健康支援や子育て家庭の不安・負担の軽減を引き続き図っていく必要があります。

- ・ 学童期・思春期から，生命の大切さや性，健康に関する正しい知識の教育を充実し，希望する妊娠・出産を実現できるための支援や，生涯にわたる健康への基礎づくりが必要です。

基本施策3 障がいのある子どもの健やかな育ちと子育ての支援について

- ・ 障がいのある子どもの地域の保育所への入所や幼稚園，子どもの家等の受け入れなど，身近な地域における支援を推進する必要があります。
そのためには，障がいのある子どもに必要な特別な支援のできる人材の確保など，受け入れ態勢の整備に対する支援が必要です。
- ・ 障がいのある子どもの支援においては，切れ目なく，継続して支援できる体制が整うことが望ましい。

基本施策4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」の推進について

- ・ 子育てと仕事の両立のためには，企業等の取組の推進が不可欠であることから，企業への積極的な働きかけを継続していくことが必要です。
- ・ 仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダーである「イクボス」の存在が，働きやすい職場環境に影響するといわれており，そのような啓発や実践に向けた支援を行う必要があります。
- ・ 経済的に不安のある若者が結婚を望んだ場合の支援を検討する必要があります。
- ・ 結婚の支援については，民間の取組と連携して取り組むことも検討する必要があります。

基本施策5 すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実について

- ・ 妊娠・出産・子育てしやすい環境は，「子どもを安心して預けることができる場所がある」ということに密接に関係していることから，教育・保育サービスの供給体制の確保が必要です。
- ・ 教育・保育サービスの供給量の拡大や質の向上のためには，施設の整備と保育士の確保を車の両輪として推進し，利用希望のあるすべての子どもを受け入れることのできる体制を整備することが必要です。
- ・ 子どもの家・留守家庭児童会事業においては，事業実施場所の確保と指導員の確保を図り，利用希望のあるすべての子どもを受け入れることのできる体制を整備することが必要です。
- ・ 病児・病後児保育は，年々ニーズが高まっています。就労している保護者の利便性と安心して預けられる施設であることを考慮すると，医療機関併設の事業が市内に適正配置されることが望ましい。

基本施策6 安心して妊娠・出産できる支援体制の充実について

- ・ 晩婚化・晩産化に伴い、出産・育児の心理的・身体的負担の軽減がより一層重要になってきており、また10代など若い世代の妊娠・出産・子育てには困難が多い実態もあることから、一人ひとりの状況に応じた妊娠初期の健康管理から産後のケアまで切れ目のない支援が必要です。
- ・ 妊娠中も働き続ける女性が多くいることから、安心して妊娠・出産できるよう、企業に対する妊娠に関する正しい知識の普及啓発が必要です。
また、男性の積極的な育児参加を推進するためには、妊娠中からの関わりが重要であることから、男性が配偶者の体調の変化等の妊娠に関する正しい知識を習得するための支援が必要です。

基本施策7 ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実について

- ・ ひとり親家庭の親が、ひとり親となった後、一定の収入を得るまで3年から5年を要している現状を踏まえ、その期間の支援を充実・強化することが重要であることから、手当の見直しを含め、就労や子育て支援に重点化することが必要です。
- ・ 各種施策や制度などの支援の情報が必要とする人に行き届くよう、適切な時期に、分かりやすい情報提供が必要であるとともに、ワンストップで相談が受けられる窓口の活用や、各支援機関との十分な連携により、自立するまでの伴走型の支援が必要です。
- ・ 婚姻歴のないひとり親は税法上の寡婦控除が適用されないため、税額等を基本に利用料を算定している子育てサービスについて、同じひとり親家庭であっても婚姻歴の有無により負担額に差が生じていることから、婚姻歴のないひとり親家庭が、離別や死別によるひとり親家庭と同様の負担額でサービスが利用できるよう支援する必要があります。

基本施策8 家庭や地域における養育力の向上の支援について

- ・ 子どもの問題は家庭環境が一番大きく影響するものの、様々な家庭の状況があることから、それを支える学校・地域・企業など地域社会全体で子育てに関心・関わりを持つことがより重要となっており、それぞれ主体が役割を担って子育て家庭を支援できるよう施策を推進することが必要です。
- ・ 自治会だけで取り組めることに限りがあることから、自治会をはじめ、家庭や学校、企業などが連携して、それぞれが力を出し合い、さらに地域全体で子育てを支える施策を考える必要があります。

基本施策9 子どもが安全・安心に暮らせる環境の整備について

- ・ 前期計画の取組により、近年では各地域の交通安全・防犯対策が推進されており、引き続き取り組んでいく必要があります。

- ・ インターネット上の誹謗中傷やいじめ等から児童生徒を守ることに加え、近年、携帯電話やスマートフォンの普及によるSNS（※1）やLINE（※2）での誹謗中傷の監視などの問題に対応することが求められており、情報モラル教育などの取組の充実を検討する必要があります。

※1 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス

※2 無料でメッセージ交換や音声通話ができるサービス

3 計画の推進に関する意見

計画の推進に当たっては、計画に位置付けられている施策・事業が保健・医療、福祉，教育，地域活動，労働等多くの分野にわたることから，行政内部の連携をより一層深め，総合的・一体的に子育て・子育て支援を推進する必要があるとともに，行政を含めた子育て・子育てに関する多くの主体が相互に連携，協力しながら，協働で取り組んでいく必要があります，各分野，横断的に話し合いができる子ども・子育て会議を継続的に開催し，活用することが望ましい。

また，計画の点検，評価に当たっては，重点事業の活動成果等の評価や市民意識調査による市民満足度の把握などの数値目標による評価のほか，子どもに関わる様々な分野の委員から構成される子ども・子育て会議を活用し，数値目標だけでは把握できない意見を直接聞き，あらゆる視点から点検・評価し，実効性のある計画とする必要があります。